

平成12年11月10日

## 新電気通信法制の骨格に関する弊社意見について

イー・アクセス株式会社  
代表取締役社長 千本 倅生

### 1. 現在の電気通信事業法についての問題点

#### 【全体に関する問題点の提起】

現行の電気通信事業法に関する問題点は以下のとおりである。

- 競争の概念がない。公正有効競争を確保するルール作りが必要である。規制の目的に競争原理を導入すべきである。
- 施行以来、著しい進歩・発展に対応した事業法の抜本的な改正・手直しが行われなかったため、現在では整合性のとれた体系となっておらず、すでに時代遅れとなっている。
- 郵政省の説明責任(アカウントビリティ)が十分果たされているとは言い難く、事業法では明文による規定のない事項について競争制限的な行政指導が行われてきた事実がある。(地域・長距離・国際の参入障壁の設定など)したがって、事業法運用の透明化が必要である。
- 通信に関する規制当局がNTTグループなどの強大な政治力の影響などから独立した、独占の規制を行うための権限を持っていない。

事業法は、競争原理を大枠としたうえで、公益事業特権(一種事業者が他人の土地等を利用する場合や公道に電柱・管路を設置する場合に一定の優遇措置が講じられていること)に関する事項や、独占の弊害等の市場の失敗について消費者保護のための規制を主たる目的とすべきである。

#### 【第一条；電気通信事業法の目的】

- 事業法には競争促進の観点がない。

通信・放送市場は、技術の発展や市場の変化が著しく、斬新な技術やビジネスモデルの適用によって革新的なサービスを提供することが可能である。しかしながら、NTT東西をはじめとする独占による市場支配力や電気通信関連法令の規制によって地域通信分野では競争がいまだ十分に行われていない。したがって、意見にも挙げられているような競争促進により自由な市場を実現し、その結果消費者の利益が最大限に実現されることを目的とすべきという考え方に賛成である。したがって、ドミナント規制及び、公正有効競争の確保を行うべきである。

- その他規定されるべき規制については、公益事業特権（一種事業者が他人の土地等を利用する場合や公道に電柱・管路を設置する場合に一定の優遇措置が講じられていること）に関する規制など必要最小限に簡素化し、かつ、事後規制を行うべきである。
- 規制機関の義務が明確ではないため、規制機関の義務を明確化すべき。

#### 【第六条；事業の種類】

- 設備の設置の有無で第一種と第二種に事業者を分類するのは意味がない。第一種と第二種に分類していることから生じる問題点は以下のとおり。
- 第一種は自ら設備を設置するため、公益事業特権（一種事業者が他人の土地等を利用する場合や公道に電柱・管路を設置する場合に一定の優遇措置が講じられていること）が付与されている代わりに、認可制度が導入されていてその手続きが煩雑であり、膨大な労力及び時間がかかる。
- 第一種は自ら設備を設置することが原則であることから、他社の設備を利用する場合は相互接続または業務委託を行うことが必要となっている。しかし、実質的に再販やアンバンドル（ダークファイバなど切り出された設備要素部分の提供）と同様の形態であっても、第一種の場合は「業務委託」といって許認可制の対象となっている。また、ダークファイバは第一種でなければ現状では利用できない。

#### 【第九条、第十四条、第二十四条、第二十七条；電気通信役務の種類】

- 電気通信役務の種類については、V o I PやV P N等の新技術の出現等により、現行の事業法で規定されている音声・データ通信・専用の役務の区分の意味がなくなってきたため、このような区分は必要ないと思われる。

#### 【第十五条；業務委託】

- 第一種と第二種の区分撤廃により、第一種だけに規制していた「業務委託」も撤廃されるべき。

#### 【第三十一条；契約約款の認可】

- 第一条に競争原理を導入することにともない、競争的価格が実現されるような環境づくりが必要である。つまり、独占事業者のみプライスカップや認可制などの非対称規制をかけるべきである。
- 消費者保護のため、契約約款を届出制にし、公表を義務付けるのが望ましい。また、利用者にとって重大な問題が生じた場合に変更命令等を行う事後規制導入の意見にも賛成である。

### 【第三十八条；電気通信設備の接続に関する協定等】

- 第一種電気通信事業者同士の相互接続は、相互接続協定を事業者同士締結し、郵政省から認可を受けることになっているが、この協定の枠組みは少数事業者間での接続の時代に作られていたため、電話役務の場合、設備を直接接続していない事業者同士もたすき掛けで協定を締結し、かつ接続の形態についても疎通する呼毎に細かく規定する必要がある(NTT東西の接続約款別表第2参照)。第一種の事業者数が二百社程度となった今では、その $N \times N$ の協定締結、変更作業が大変煩雑になっている。
- 相互接続とアンバンドルは別の概念であるにもかかわらず、相互接続という1つの用語で定義されており、設備のアンバンドルについては明確に定義されていない。相互接続とは、サービス同士を接続し、サービス提供対象を拡大するために相互に接続することであり、アンバンドルとは、新規参入事業者が自ら建設することが不可能もしくは経済的に困難なネットワーク要素を、既存の事業者から設備の要素を部分的に切り出して提供することである。したがって、相互接続とは別にアンバンドルを定義し、独占事業者に対して不可欠設備のアンバンドルを義務付ける規制を行うことが必要である。

### 【第三十九条；電気通信設備の接続に関する命令】

- 現行では裁定申請から命令までに時間がかかるため、スピードを重視する昨今のビジネスモデルに馴染まない。したがって、迅速な裁定手続きを行うべきである。また、裁定に関して透明性・中立性が担保されるよう、運用の透明化をすべき。

## 2. 新電気通信法についての意見

### 【全体に関する意見】

新電気通信事業法に以下の観点を盛り込んでいただけるよう要望する。

- 競争原理の導入及び、公正有効競争の確保（ドミナント規制を含む）
- 規制目的の明確化
- 運用の透明化（パブリックコメントの実施、アカウントビリティの向上）
- 規制を行う行政機関の役割の明確化
- 事業者間紛争だけでなく、行政の運用方法についても意見や請願ルールを確立
- 行政が義務を適切に遂行しているかどうかの監視スキームの策定

- その他の規制としては、公益事業特権（一種事業者が他人の土地等を利用する場合や公道に電柱・管路を設置する場合に一定の優遇措置が講じられていること）に関する規制や、電気通信サービスの維持などの消費者の保護のための規制など、規制は必要最小限度に留めるべき。

#### 【法の目的について】

- 競争原理の導入の考え方に賛成

#### 【行政の義務について】

- 1～4の義務化について賛成
- NTTグループなど強力な政治力に影響を受けない独立性が必要。
- 運用の透明化については、パブリックコメントの実施だけでなく、アカウンタビリティも義務づけるべき。
- 4の法令の運用状況の公表義務については、市場シェアなどの統計情報を集計するなど、市場支配力の有無や競争の進展状況についての報告も行うべきである。

#### 【参入・退出】

- 競争原理の導入にともない、事業への参入・退出も事業者の判断で行うようにすべきという考え方に賛成。
- ただし、設備の設置する場合に、公益事業特権（一種事業者が他人の土地等を利用する場合や公道に電柱・管路を設置する場合に一定の優遇措置が講じられていること）に関する必要最小限度の規制を行うべき。

#### 【市場支配力を有する事業者】

- 1の市場支配力の有無について、ボトルネック設備の保有、市場におけるシェア、代替サービスの可能性、市場条件への影響力等から総合的に判断されることに関して賛成。
- 2の市場支配力のある会社に対してインセンティブ規制を導入することに対して賛成
- 3の反競争的行為の禁止に関して、違反した場合の厳しい罰則を設けて自主規制を促進することが必要。
- 市場支配力を有する事業者に対しては、プライスカップや許認可制などの事前規制及び、改善命令・裁定申請などの迅速な事後規制の両方が必要。
- 接続に関する会計方法の適正化が必要。NTT東西の接続料金は現在実際

費用算定方式で行われているが、算定根拠となる会計区分が明確ではなかったり（接続会計にメタルと光の会計区分がないなど）電話加入権により接続料の算定において接続会計の収支の妥当性が不透明になっている。

#### 【業務規制】

- 利用者保護のために、契約約款（料金を含む）の届出および公表の義務付けが望ましい。
- 事業者間の協定や契約については届出制とし、事後規制を行うのがよいと考える。

#### 【業務改善命令】

- 賛成。

#### 【重要通信の確保】

- 重要通信の確保についてはやむを得ないと考える。

#### 【請願制度】

- 賛成。
- 請願制度だけでは不十分であるため、行政が義務を適切に遂行しているかどうかの監視スキームの策定が必要。（英国のオンブズマン制度など）

#### 【検閲の禁止、通信の秘密の保護】

- 維持することに賛成。

#### 【NTTグループに対する規制】

- NTT東西は市場支配力を有する事業者であり、非対称規制の対象となっているが、持株会社を中心としたNTTグループに対しては非対称規制が行われていない。しかしながら、NTT東西とNTTグループ会社の間でブランド・財・サービス・設備・情報について独占支配力及び競争阻害が行われている可能性が非常に大きい。したがって、NTT東西のように市場支配力を有する事業者だけでなく、NTTグループ会社に対しても規制を行うべきである。

NTTグループ会社に対して行う規制の具体的な内容は、以下のとおり。

- 分割した4会社間（東日本、西日本、持株会社、長距離）で資産譲渡や売買など資産の取引、及び人事交流の禁止。持株会社を介した資産取引や人事交流も禁止すべき。

- NTTグループでの競争阻害等行為の禁止。(持株会社が東日本と西日本の相互参入を意図的に禁止したり、NTTグループ以外の新規参入の妨害を行ったり、NTT仕様を強制するなどの行為の禁止)
- NTTグループが共同で行っているブランド・財・サービス・設備・情報の提供及び調達の禁止。(NTT東西が持株会社から資金調達を行ったり、持株会社がNTT東西の債務保証を行ったり、NTT東西と長距離がサービスをバンドルして営業・提供したり、NTT東西が設備や情報をグループ内に優遇して提供する行為の禁止)

#### 【ROW(線路敷設権)の規定】

- 設備ベースの競争促進のために、電話・水道・ガス・電気・鉄道・高速道路などの公益事業者やNTT東西など支配的事業者、ビルオーナーに対して線路敷設権を設定すべき。

以上